

緊急連絡（注意喚起）

W O C A 認定「有機農産物の生産行程管理者」各位

2 0 0 7 年 1 1 月 2 6 日

農林水産大臣登録認定機関

N P O 和歌山有機認証協会

## 有機農産物の日本農林規格で使用可能な資材の判断について

別添1「無登録農薬と判断された資材への対応について」（19消第安10391号）及び別添2「有機JAS規格における「アグリクール」の使用禁止と当該資材を使用していた認定事業者に対する措置について」（19消安第10441号）により、過去1年以内にアグリクールを使用して生産された農産物は有機JAS規格不適合として取り扱うこととなり、また当該認定圃場から収穫された農産物についてはアグリクールの最終使用日以後1年間にわたり有機JASマークの貼付が禁じられることとなりました。

幸い、本協会が認定した事業者に於いてこれに該当する例はありませんでしたが、今後同様の事態発生が懸念されることから、以下の対応を願います。

- 1、まず有機農産物の日本農林規格に於いては、外部からの資材導入は「別表1＝肥料及び土壌改良資材」「別表2＝農薬」「別表3＝調整用等資材」とも、緊急避難的に認められているに過ぎず、あくまで生産の原則は「一切持ち込み禁止」であることを、あらためてご確認ください。
- 2、やむをえず外部から資材を導入する場合は、当該資材が有機JAS適合品である旨の資材証明をメーカー等から入手したうえで原材料や製造方法等を把握し、その資材が有機農産物のJAS規格に適合することを自己責任で判断したうえ調達することが必要です。事業者が責任を負えない資材は使用しないでください。  
なお、この点に関連し、本協会は前記資材証明について認定事業者からの照会に応じ、明らかに不適な点がないかのチェックはしますが、適合の可否判定は技術的に不可能ですで行っておりません。本協会が認定あるいは推奨したかのように称する資材も出回っているようですが、根拠はありませんので注意してください。
- 3、以上について理解の助けとするため、「JAS規格のQ&A」から関係部分を抜粋して添付しますので（資料1）、これをご参照のうえ、万が一にも規格不適合を起こさないよう万全を期してください。

以上